

提出年月日 6. 8. 26

受理年月日 6. 8. 26

陳情第10

石岡市本庁舎及び八郷総合支所を敷地内全面禁煙にすることを求める陳情

貴職には、当市が魅力的で活力溢れるまちとなり、そして市民に愛され、市民たちが石岡市に住んで良かったと実感するまちづくりを推進していただき誠にありがとうございます。

さて、ご存知のように国民の健康維持、疾病予防、栄養改善を目的に健康増進法が平成14年に交付され22年が経過しています。

これまでに令和2年には、学校敷地内が全面禁煙となり違反者には罰金最高30万円を科すという内容となっております。

本県では、茨城県県庁及び関係機関、笠間市役所、つくば市役所、土浦市役所、小美玉市役所、かすみがうら市役所、鉾田市役所など健康増進法の趣旨を理解して全面禁煙を実施しています。

石岡市国民健康保険の加入者が、喫煙が原因で疾病を患い医療機関を頻繁に利用すれば、石岡市の財政運営に影響を及ぼすことも懸念されます。

このようなことから、石岡市執行部は健康増進法の趣旨を十分理解して石岡市役所が先頭を切って、市民の模範を示すべきでしょう。

当市役所職員のさらなる意識改革を求め市役所敷地内全面禁煙を求めます。

【委員長報告要旨】

委員からは、「健康増進法第25条の中で、学校や官公庁施設あるいは多数の者が利用する施設の管理者は、利用者に受動喫煙を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとうたわれている。本陳情については、分煙がしっかりできていることが確認されたので不採択が妥当ではないか」という意見が出されました。

【結果】

不採択